

## 学校感染症に罹患した際、「治癒証明書」をご提出ください。

学校において、感染症の予防・拡大防止のため、学校保健安全法により下記のとおり出席停止期間の基準が定められています。

学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の期間

【学校保健安全法施行規則第 18,19 条】

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

### 【第 3 種 その他の感染症について】

その他の感染症は、通常学校感染症に指定しないが、感染拡大を防ぐために、必要があるときに第三種の感染症としての措置をとることができる感染症のことです。

感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症）	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能）
マイコプラズマ感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能）
溶連菌感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（適正な抗菌治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能）

《出席停止から登校までの流れ》

1. 医療機関を受診し，学校感染症と診断された。
2. 学校へ連絡する。 鹿島高校 Tel：0299-82-1903
3. 治ゆするまで，静養する。
4. 学校所定の『治ゆ証明書』を持って受診し，医師の登校許可を得る。  
(※医療機関によっては有料となることもあります。)
5. 『治ゆ証明書』を持って登校し，担任に提出する。

\* 『治ゆ証明書』は，学校HPからダウンロードできます。<http://www.kashima-h.ed.jp/>

\* インフルエンザに罹患した場合は，『登校許可申請書』を保護者の記入により報告していただきます。



Q：インフルエンザの出席停止期間「発症した後5日を経過し，かつ，解熱後2日を経過するまで」の数えかたは？

**A：「発症した後5日を経過」とは**

症状が出た日の翌日を1日目として数えます。例えば，水曜日に発症した場合は，翌日の木曜日が1日目になりますので，「発症した後5日を経過」し，登校が可能になるのは，翌週の火曜になります。



(熱が下がって2日経過した場合)

また，インフルエンザは，高熱が出た日を指して「発症」とする場合がありますと予想されます。いずれにせよ，医師等に相談の上，適切な対応をしてください。